

	新潟市教育委員会 平成25年7月 定例会会議録			
日 時	平成25年7月8日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所本館6階 第1委員会室			
出席委員 (6名)	齋藤 委員長	欠席委員		
	沢野 委員			
	佐藤 委員			
	吉村 委員			
	織田 委員			
	阿部 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育次長	齋藤 博子	地域と学校ふれあい推進課長	河内 一美
	教育総務課長	岩名 俊明	生涯学習センター次長	高橋 治
	教育政策担当課長	上所 隆	中央図書館館長	山川 正士
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館企画管理課長	松原 伸直
	施設課長	本間 寿晴	中央図書館サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	田中 薫		
	生涯学習課長	鈴木 緑		
	教職員課長	高居 和夫	教育総務課課長補佐	荒木 宣孝
	総合教育センター所長	吉原 修英	教育総務課主査	石田 貴宏
その他の出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 3 0 分
付議事件 (3 件)	宣 言 者	委員長
	議案番号	件 名
	議案第 15 号	平成 2 6 年度使用新潟市立小学校・中学校用教科用図書採択について
	議案第 16 号	平成 2 6 年度使用新潟市立特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書採択について
	議案第 17 号	平成 2 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択について
報告 (0 件)	記 号	件 名
協議題 (2 件)	記 号	件 名
		教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価について
		教育委員の担当区制 (案) について

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に沢野委員及び佐藤委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長 これより、付議事件に入ります。議案第15号「平成26年度使用新潟市立小学校・中学校用教科用図書採択について」から議案第17号「平成26年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択について」までは関連がありますので、一括して説明をしていただいた上で審議をいたします。

それでは、学校支援課長に説明をお願いいたします。

○学校支援課長 議案第15号、第16号及び第17号の議案ですが、いずれも教科用図書の採択に関するものですので、一括して説明させていただきます。なお、議案第16号については、調査研究報告も併せて説明させていただく関係から、議案第15号及び議案第17号の説明の後に、議案第16号について説明いたします。

はじめに、議案第15号「平成26年度使用新潟市立小学校・中学校用教科用図書採択について」です。資料をごらんください。小学校・中学校用教科用図書は、5月の教育委員会定例会で決定しました基本方針に基づいて平成24年度に採択し、今年度使用しているものと同じの教科用図書を採択することとなっております。これを踏まえて、資料に記載されている教科用図書を平成26年度使用新潟市立小学校・中学校用教科用図書として採択することの審議をお願いいたします。

議案第17号「新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択について」ですが、これについても、今ほど説明しました議案第15号と同様の基本方針ですので、それに基づき、記載されている教科用図書を平成26年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書として採択することの審議をお願いいたします。

次に、議案第16号「平成26年度使用新潟市立特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書採択について」です。このことにつきましても、5月の教育委員会定例会で決定しました基本方針に基づいて、文部科学省が著作の名義を有する教科書、いわゆるホシ本は平成24年度に採択し、今年度使用しているものと同じの教科用図書を採択することとなっております。また、一般図書については、特別支援教育関係教職員及び保護者の代表による調査研究の報告を参考にし、採択することとなっております。

平成 26 年度使用一般図書，特別支援学校学級用についての調査研究報告を基にご説明いたします。一般図書推薦の観点についてですが，平成 26 年度使用一般図書一覧（文部科学省 平成 25 年 3 月）を基に，①A，B，C の 3 段階の難易度が児童生徒の実態に適合していること。②前年度まで使用されていたものの中で，適切と思われるもの。③内容が具体的で児童生徒にとって身近なものであり，興味・関心を示すと思われるもの。④一つの教科で使用されるだけでなく，学習活動全般に活用できると思われるもの。⑤装丁がしっかりしており，文字や絵・写真・図等が鮮明であるものという観点に則って研究しました。なお，一般図書の調査研究選定に当たっては，本年度も小・中学校特別支援学級の保護者，特別支援学校小学部・中学部の保護者からも加わっていただきました。保護者としての考えや要望を検討や協議の場に出していただき，調査研究が大変深まったことを報告いたします。

以上，審議をよろしく願いいたします。

○委員長

この件に関して，ご意見，ご質問をお願いいたします。

○佐藤委員

議案第 15 号及び議案第 17 号の教科用図書は以前から使用していますが，教育現場で支障があるという声は特に無いわけですね。

○学校支援課長

そういった声は聞いておりません。

○佐藤委員

そうですか，それでは，これでよろしいかと思えます。

議案第 16 号につきましては，先般，全図書拝見させていただきましたし，説明をいただきましたので，特に問題ないと思えます。

○委員長

そのほかの委員の方も，特別支援学校と特別支援学級用の教科用図書についてはご覧いただいたかと思えます。

○吉村委員

採択につきましては，今ほどの説明で，大変有効な方向に進んでいくと思えます。ただ気になっているのですけれども，特別支援学校と特別支援学級用のいわゆる一般図書なのですが，保護者の代表の方々が非常にきめ細かな意見交換でこのように資料並びに本をそろえていただくのですけれども，実際，7月の初めまでに，しかも毎年，先ほどのように小・中学校については昨年の実績があつてそのままいけるというのですけれども，その資料についても6月中にすべてそろえて，閲覧をして会議を開いてここまでくるという作業が非常に大変だと改めて感じているところです。特別支援教育に関わる特殊性もあつて仕方がないと思うのだけれども，事務の流れといいますか，いい意味でもう少し簡素化できる方法があれば，あるいは，担当者から遠慮なく声が上がることが大事なのかなということ

感じましたので、申し添えたいと思います。

○学校支援課長

大変貴重なご意見、ありがとうございました。確かに、タイトな日程の中でやっています。そのことについて、工夫の余地があるのかどうか、よく研究してみたいと思います。

○委員長

たしか、25パーセントくらいの一般用図書が入れ替わっているのでしょうか、そのくらいの割合ですよね。

○沢野委員

意見ですが、私も拝見させていただいて、目で見て分かりやすいという、例えば、生活の家庭科の分野とか、中学校の分野で、働く職業、社会に出てからの職業を分かりやすく表したもののとか、とてもよい図書が選ばれていると思いました。そのときに説明を受けたのが、子どもたちそれぞれに、本当に微妙に合わせてそれを使っているということ。また、先生方が子どもに合わせて独自に作っていらっしゃることも伺い、すごい大変さを感じたのです。けれども、特別支援学校、特別支援学級の生徒が増えている状況で、先生方の数とか、対応はついていくものなのではないでしょうか。

○学校支援課長

基本的には個別の支援計画を作成する中で、一人一人に応じた適切な教育がなされていくように、学校長を中心に各学校で教育課程を編成していくというのが原則です。学校の実態に応じて編成が適切に行われるように、私たちもしっかり見ていきたいと思います。

○織田委員

先日、推薦図書を見せて頂きました。委員の皆さんがとても細やかに調べて研究なさって、たくさんある中からあれだけに絞られたということを目の当たりにして、非常に感銘を受けて帰った次第です。調査した方々が推薦理由としてあげていらっしゃるコメントも、一つ一つ本当に気持ちがこもっている表現でした。とても丁寧に調査されたのだとわかり、素晴らしいことだと思いました。

○委員長

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

私も拝見させていただきました。少しでも分かりやすい教材を目指して、毎年努力されている、工夫されているということは非常によく分かりました。もう一つは、吉村委員からもご意見が出ましたけれども、少しでも、もっとスムーズにというか、各関係の皆さんに負担のかからない部分で工夫があってもいいかなと思いました。吉村委員の意見を聞きまして、私も同意見です。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、ほかにご意見、ご質問がなければ、議案第15号から第17号について、承認してよろしいでしょうか。それでは承認いたします。

○委員長

これで、今回の付議事件は終了いたします。

第4 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

8月定例会は8月7日（水）午後3時30分から、9月定例会は9月4日（水）午後3時00分から、10月定例会は10月21日（月）午後2時30分をお願いしたい。

第5 閉会宣言

○委員長

午後3時50分、閉会を宣言する。

第6 協議会

○委員長

これより、公開の協議会に入ります。

「教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価について」教育総務課長に説明を求めます。

○教育総務課長

この報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会が事務の執行状況について点検・評価を実施し、報告書を議会に提出することが義務づけられているもので、今年で6回目となりました。例年と同様、この点検・評価報告書を9月市議会に提出したいと考えておりますので、本日の協議会で内容等についてご協議いただきたいと存じます。その後、本日の協議内容を踏まえ、8月の教育委員会定例会で付議事件としてご審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

全体の構成は、昨年と同じ柱立てとなっております。まず、「Ⅰ はじめに」では、本報告書の位置づけや概要などを記載しています。「Ⅱ 教育委員会の活動状況について」では、教育委員会会議の開催状況や平成24年度の主な取り組みと成果などについて記載しています。「Ⅲ 新潟市教育ビジョンの施策評価について」では、個別分野の施策評価として平成24年度の実施状況や進捗状況などについて点検評価を実施した内容となっております。

それでは、内容についてご説明いたします。まず、「Ⅱ 教育委員会の活動状況について」です。はじめに、1教育委員会会議の開催状況では、定例会及び臨時会について、会議ごとに主な議案や報告案件などを記載しています。また、会議の公開状況などについて記載しています。他に、2教育委員会会議以外の活動状況ということで、教育委員の市内視察や県外の行政視察の状況、本市が加盟する指定都市教育委員・教育長協議会や市町村教育委員会連合会などへの参加状況、また、自治協議会委員などとの懇談会などの開催状況を記載しております。

また、学校の周年事業などへの教育委員の出席状況なども記載しております。

3平成24年度の主な取り組みと成果として、四つの項目を取

り上げています。1点目は、学校適正配置の推進についての取り組みです。適正配置の基本方針に従い、緊急性の高いいくつかの地域では地域検討会が設置されて協議が開始されました。その中で、二葉中学校と舟栄中学校で学校統合が決定したことを記載しております。

また、2点目、3点目は、いずれも継続事業となりますが、重点的な取り組みであります。基礎・基本を身につける教育の推進と地域と学校パートナーシップ事業の拡大について記載しております。

4点目は、合併後、各区で異なっていた公民館使用料と地区公民館の開館時間を統一したことを記載しております。

「Ⅲ 新潟市教育ビジョンの施策評価について」を説明いたします。まず、1平成24年度施策評価一覧をごらんください。評価については、右上の凡例にありますとおり、1から4までの数値で示されております。目標どおり達成した場合は3となります。平成24年度は62施策の内、数値評価できたものが60施策ありました。この全施策の平均は3.15。網掛け部分の5つの学びの扉に関する13施策の平均は3.17となりました。評価の分布を見ますと、目標を上回って達成した4評価が19施策で31.7パーセント。目標どおり達成した3評価が25施策で41.6パーセント。合計いたしますと、3以上の評価は44施策で73.3パーセントとなりました。施策の73.3パーセントが3以上の評価となっておりますことから、教育ビジョン全体としては順調に進捗しているものと考えております。

2の主な施策・事業の評価状況についてです。取り上げた施策は学びの扉に該当する施策のほか、重点的に取り組みを進めてきた施策など、星印のついている16の施策について記載しております。はじめに、1－(3)基礎・基本を身につける教育の推進についてです。これは、後期から学びの扉に入った施策で、施策評価は2.8となりました。施策目標、上から二つ目、指標1－(2)学力調査で全国平均を上回った児童、小学6年生の算数では、国の平均を上回った児童の割合が67.8パーセントと目標を大きく上回り、4の評価となっています。指標2－(1)中学校3年国語では、昨年から6.2ポイント向上し、評価も3と向上しました。指標2－(2)中学校3年数学では目標に少し届かず、2の評価となりましたが、昨年度よりも2.1ポイント向上しています。なお、全国学力調査で実施された全ての教科で全国平均を上回っております。

続いて、2－(2)体験活動・ボランティア活動の支援についてです。学びの扉に該当する施策で施策評価は3.5となりま

した。指標1，子ども農山漁村交流プロジェクト参加校の割合では，すべての小学校が事業に取り組み，参加校の割合が100パーセントとなり，評価は3となりました。また，指標2，ジュニアリーダー育成講座は中央区と南区で実施されまして，修了者の累計が151人となり，昨年に引き続き，評価は4となりました。

次に2－(4)いじめ・不登校への対応についてです。社会的関心の高い施策ということで取り上げました。施策評価は2.5です。指標1，いじめの解消率は80.1パーセントとなり，評価は2となりました。なお，この指標は当該年度内に完全に解消したものの割合で，一定の解消が含まれているものを含めると解消率は95パーセントを超えています。また，これまでに解消しなかった事例は過去2年間ございません。指標2，30日以上欠席した児童生徒数については，昨年度より24人減少し，評価も3となりました。いじめ，不登校とも問題の解決に向けていっそうの努力が必要な状況であることを強く認識し，平成25年度の取り組みを進めてまいります。

続いて，2－(5)非行等への対応です。いじめ，不登校と併せ，生徒指導上の重要な課題として取り上げました。指標は，これまで，非行，暴力事故の解消率でしたが，非行，暴力事故に関しては日常の指導による未然防止が重要という観点から指標を見直し，発生件数の減少としました。平成24年度につきましては，前年度より127件減少し，評価は4となりました。

続いて，2－(6)体力づくりの推進です。学びの扉に該当する施策です。体力テストの結果，本市の児童生徒の体力は前年度より向上していますが，指標が全国平均値を上回った項目の割合と相対評価となっているため，新潟市の児童生徒の体力は向上しているものの，評価は2にとどまりました。

次に，2－(8)食育の推進についてです。この施策も学びの扉に該当するもので，施策評価は3となりました。指標1，児童生徒の朝食欠食率は目標をわずかに下回りましたが，1.2パーセントと低い割合を維持しています。指標3，地場農林水産物の使用率も目標を0.8ポイント上回り，4となりました。また，指標4の肥満傾向の児童生徒の割合も昨年度よりさらに向上し，4となりました。

続いて，4－(2)特別支援教育のサポート体制の推進についてです。学びの扉に該当する施策で，施策評価は4となりました。指標1，特別支援教育サポートセンターによる校内委員会支援件数，指標2の特別支援教育ボランティアの登録者数ともに目標を大幅に上回りました。登録したボランティアの内，

99人が学校や園で活動し、学校からは、児童生徒の支援に役立っているという声が寄せられています。

続いて、5－（１）校種間連携の推進です。学びの扉に該当するもので、施策評価は4となりました。指標1、一貫した指導計画を作成した中学校区の割合は83.3パーセントと目標を上回り、4となりました。学力向上、総合的な学習、学習習慣や生活習慣など、共通の課題を持って小・中学校が連携することで教育効果が高まり、どの中学校区でも結果が出ています。

次に、6－（１）人権教育・同和教育の推進についてです。これははじめの問題との関係で取り上げており、施策評価は3.3となりました。指標1、人権同和教育研修会の参加者数、指標3、外部講師による人権教育・同和教育に関する校内研修を実施した学校数で目標を大きく上回り、4となりました。

次の基本施策7、家庭教育の充実と子育て支援は、校旗より学びの扉に加わった施策です。はじめに、7－（１）家庭教育充実の支援です。施策評価は3となりました。指標2、各種家庭教育学級の実施か所数は目標を上回り4となりましたが、指標1、子育て学習出前講座の実施か所数では実施校が減少し、2となりました。また、本文に記載はありませんが、11月に「地域みんなで子どもをはぐくむために」をテーマに生涯学習フォーラムを開催し、教育関係者、コミュニティ協議会関係者、一般市民など260人が集まり、地域全体で子どもたちを育てていくことの重要性について共通理解を深めました。

続いて、7－（２）子育て支援の充実です。施策評価は2.7となりました。指標3、保育者研修の参加者数では参加者が増え、評価は4となりましたが、指標1、子育て支援事業の参加者数、指標2の子育てフリースペース等の参加者数は目標を下回り、2となりました。これは保健所、保育関係などで実施するフリースペースが増えていることが原因の一つと考えられます。

続きまして、8－（２）学び育つ各世代への支援です。学びの扉に該当する施策で、施策評価は1.8となりました。指標1、市民大学の受講者数と指標2、図書館における児童書の貸出冊数は目標を若干下回り、2となりました。また、指標3、公共図書館で実施する子ども・親子対象事業の参加者数では参加者が減少し、1という評価になりました。指標4、ビジネス支援調査の相談件数では、件数は減少していますが、ビジネス関係のテーマ別調べ方案内としてパスファインダーを3種類、約860枚配布し、相談者の利便性向上に努めました。

続いて、8－（３）地域における生涯学習活動への支援です。

後期から学びの扉に加えた施策で、施策評価は4と向上しました。指標1、地域学関連事業の参加者が昨年度より大幅に増加、5,000人を超えました。また、指標2、公民館と連携事業を実施するコミュニティ協議会の箇所数でも、60コミュニティ協議会で事業を実施しており、目標を大きく上回りました。

続いて、10-（1）地域と共に歩む学校づくりの推進についてです。この施策は学びの扉に該当するもので、教育ビジョンの中心的な施策評価は3.7となっております。指標1、地域教育コーディネーターの配置校数では、新規19校を含め158校に地域教育コーディネーターが配置され、地域に開かれ地域と共に歩む学校づくりを推進しています。指標2、ふれあいスクール事業の実施校数は新たに6校で開設し、57校で事業を実施しています。指標3、公民館出前型事業の実施校数でも、新規校を含め50校で実施、累計で73校となりました。本文に記載はありませんが、学校支援ボランティアの年間延べ人数が約17万5,000人に上っております。また、地域教育コーディネーターが核となり、学校とコミュニティ協議会や自治会、公民館との連携が進み、子どもの成長や学びを地域で支える機運が高まっています。また、平成26年度を待たずに、今年度中に一律のすべての小・中学校、高等教育学校、特別支援学校に地域教育コーディネーターが配置される見込みとなっております。

次に、13-（1）教育関係職員の研修プログラムの充実です。学びの扉に該当する施策で施策評価は3となりました。指標1、各研修講座における受講者の満足度、指標3、学社民融合研修の受講者数は目標を大きく超え、4となっております。指標2のマイスター養成塾の修了者数は目標には届きませんでした、修了者が12名と過去最多となりました。

続いて、13-（2）教職員への支援体制の充実です。後期から学びの扉に入った施策で、施策評価は3.7でした。支援を要する教職員への研修や予防的研修、教職員ヘルスケアシステムの実施、多忙化解消への取り組みの成果が現れ、指標1、支援を要する教職員の人数は減少し、指標2、教職員の病気休職者の人数も減少傾向を維持しています。指標3、放課後に子どもと接する時間が1週間当たり5時間以上の教員の割合は全学校、園で多忙化解消構造計画の実施状況の把握と指導を行った結果、昨年度をさらに10パーセント近く向上しました。

最後になりますが、教育ビジョン推進委員からの主な意見・要望とそれに対する教育委員会の対応についてまとめたものです。今後も外部委員からの知見を生かしながら教育ビジョンの実現に向けて着実な取り組みを進めてまいりたいと考えており

ます。

○委員長

それでは、この件に関して、幅広い項目ですけれども、ご意見、ご質問がある方、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員

評価が3以上行っているものはいいのですが、大きく目標を下回った評価が1の事業に対して、では、今後どうしていくのかということがここに記載されていない。質問をされる可能性はあると思います。その辺はどうなのですか。

○教育総務課長

評価1の付け方は少し所管によってばらつきがあったという反省があります。というのも、これは指標に対して数値が80パーセントくらいの数字になっています。ほかの部署は、77パーセントくらいなのだけでも評価2があったり、どうも所管で統一がとれていない。この辺、少し辛口の評価が出てしまっているのかなと思っています。実際問題、この評価に対してどうしていくのかという姿勢はどこかで示す必要があるのだろうとは思っています。

○佐藤委員

だから、議会でそういうものを入れる必要があるのではないかと問われたときに、はい、分かりましたで済むのかなと。その辺、どうなのですか。

○中央図書館サービス課長

ここには書いていないのですが、教育ビジョンの委員資料には今後の予定は書かせていただいています。少し説明させていただきますと、1をいただきましたのは公共図書館で実施する子ども・親子対象事業ですが、平成23年度よりは約4,300人、平成24年度の目標値と比べた場合に3,900人少なかったということになっています。昨年度は、中央図書館の開館5周年記念事業として姜尚中さんをお呼びするような大きな事業を行い、また、教育フォーラムも担当しましたので、そういう部分が足りなかったと思っています。今後も、図書館はほかの社会教育施設と比べた場合、赤ちゃんから高齢者までいろいろな年代の方からご利用いただける施設ですので、そういう利点を生かした事業を行っていきたいと考えております。

指標は、確かに、ここは辛いと思います。

○教育総務課長

指標は、所管課でつけています。今回は、評価にばらつきがあったかなと考えています。今後は、客観的な評価基準を作らなければならないかと考えています。

○佐藤委員

その辺のところをきちんと議員の皆さんに説明しておかないと。議会で質問が来て無駄な時間を過ごしてしまうかもしれない。

○教育政策担当課長

やはり、甘めに評価するよりはということで、所管課のほうはシビアにつけたと思います。ただ、それも課ごとに評価基準が違っては、全体の評価に客観性がなくなってしまいます

ので、委員が言われたように、これくらいの幅は、1です、2ですという基準を作っていかなければならないと感じました。課題とさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

それはそれでいいのだけれども、これを次回の定例会で議会に提出するかについて審議をしなければならないわけです。その前に、議員の皆さんから、1はどのような解決方法を考えているのですかと聞かれた時の資料を添付する必要があるのではないかと私は思っているのです。

○教育政策担当課長

評価のほうは、ビジョンの推進委員の中でやっていますので、1は変えられない部分かと思います。その対応ということで、その説明のところに入れ込むということも、議会に対しても市民の方に対しても説明責任を果たす部分だと思っています。そこを工夫していきたいと思います。指標3のところは、これももう少し具体的に書きたいと思います。

○委員長

何のための数字か、何のための評価ということをもう一度考えられたらどうですか。そういう数が減っていると評価を出すのですから。今言われたように、こういう理由だからこの項目は減ったのだと、ちゃんと説明して、来年度はまた同じ方向でやっていきますという1行を加えたらどうですか。せつかく数字を出すのでしたら、その数字の憶測、推測できるくらいの範囲の説明を加えないと、単に評価が1.8とか、3となっている。言葉は悪いけれども、これが何なのという気がします。それをみんなは知りたいのではないのでしょうか。せつかくこうやって時間をかけて評価をしているので、言葉は少し語弊があるかもしれませんが、いいわけとかそういうことではなくて、今、現状をこういう事情で数字が極端に減っているのですと。極端に増えたものはこれだけ具体的に努力をしたのですと。各項目の行数がそこは多くなっても少なくなってもいいのではないのでしょうか。要は、数字の意味とかを分かってもらえれば一番いいわけでしょう。今、佐藤委員から言われたように、統一性も含めて、評価の点数の出し方を含めて、もっと工夫されたほうがいいのではないかと思います。せつかく取り組んでいる評価を見てもらうわけだから、理解しやすいような形のほうがいいのではないですか。

○吉村委員

厳しく見られることは大事なことのだけれども、基本的に、よほど怠けない限りは1の評価というのは私は出ないと思うのです。そうすると、まず、目標設定が間違っているのではないかと、現状にあっていなかったと。あまりに突拍子もない、現状を見ないで数字を出してしまうとまずいと。やはり、議会なら議会、議員さん方が納得する説明をしないと、1と出てしまい

ますと、これはちょっと企画立案段階でチェックせざるをえないということになるだろうと思うのです。担当が理由を分かっているにもかかわらず、一般の方々が分からないのではだめなので。私、いろいろ理由を聞いても1というのは、非常に違和感を感じてしまいます。

○佐藤委員

それと、長年やっていれば項目の中に、現実に即応しないものも出てくるわけです。それをメンテナンスしていく必要があるということは、この教育ビジョンの最初の評価のときに私は意見として申し上げた記憶があるのです。吉村委員がおっしゃったように、項目の目標が、各担当の視点から、本当に現実的に正しいのかどうか。到達不可能な目標を作っても意味がないしモチベーションは下がる。だから、到達可能なある程度の努力として出てきた数値を掲げていかないと、やってもやってもできないのでは、本当にしぼんでしまう。やはりこういうものは景気と一緒に、気持ちですから。その辺り、もう一回各担当に、この数値が本当に現状として適切なのかどうかという判断はしてもらった必要があると思います。私はそれがメンテナンスだと思っています。これはこれでいいのですけれども、このあとのものを、ぜひ、お考えいただきたいと思います。

○斎藤教育次長

ビジョン推進本部の最初の会議に、本部長という立場であいさつしたのですけれども、そのときに、例えば、これでいえば平成18年度に作った成果指標などもそのまま何年もということは、その間に環境や条件などが変わるのでそれ自体も見直しが必要だし、ある意味ではあまりにも評価のための評価になってしまっているところもあります。1のところでも、いろいろな複合的な要素が絡まった結果です。また、数値目標となっていない事業の効果もあるわけです。だから、総合的に見なければならぬ。指標の見直しと総合的に評価するということが大事なのではないでしょうかとあいさつしたのです。今、委員がおっしゃったように、評価これ自体も単にビジョンに指標があるからやるのだということではなくて、あくまでもビジョンの一番基本的な目標を達成するためであり、その成果を現すものは何が一番ふさわしいのかということを常に考えながら前に進めたいということなのです。見直し等はやっていきたいと思いません。

○委員長

例えば、支援を要する教職員の人数とありますよね。右下のほうに、多忙化解消の問題で子どもとの関わりに週5時間以上とれる教員の割合が増えてきたと。では、具体的にはどういう取り組みをしてこういう数字が増えてきたのかという部分が知りたいわけです。若干想像できるような文章を少し書いていた

できれば、多忙化と言われてきた中で、少しずつ現場も変わってきているのだなということが見えてきますよね。むしろパーセンテージというのはアンケートを採ればすぐに出るわけですから、それを示す、増えたから評価が上がるということではなくて、こういう取り組みが効果を上げているというところを、来年度に向けてもここに記していくという。数字そのほかは、これは次につなげるための評価でしょう。ただ数字を上げたから評価が上がりましたということではなくて、現実が少し想像できるような、せっかく現場で皆さんそれぞれ努力されているわけだから、それを少し出していったほうがいいと思います。

○沢野委員

質問したいと思ったことを課長から説明していただいたので分かったのですが、例えば、子育て支援の充実で子育て支援事業の参加者が減少したとあるが、なぜでしょうか。聞こうと思ったらほかでフリースペースが増えたためとか、あと、非行等への対応のところで減少とありますが、発生件数ではなくて、未然のところに重点を置いたから発生件数が減ったというお話もありました。その辺を、書いていただかないと全然分からないというところがありますので、そういうものが見えてくるといっても加筆していただければと思います。

○織田委員

沢野委員と同じです。私もそこにチェックを入れていました。まず、減少傾向のところですが、今ほどご説明いただいて理解したのですが、その説明を簡単に書き添えていただいたほうがより分かりやすかったのではと感じました。

それと、欄外にある「一定の解消が含まれているものを含めると解消率は95パーセント」とありますね。これは逆に少し意地悪な見方で申し訳ありませんが、解消を件数として考えると95パーセントでも心の問題としてはどうなのでしょう。

95パーセントという高い数値に喜んでしまうのも危険かなという気がしました。すっきり解決できるような問題なんて、実際はなかなか存在しないと思うので、解決とした後もきっと先生方は日々細かなご配慮をいただいていると思います。その辺りが95パーセントという数字の裏にある怖さというものも含めて、慎重に判断すべきと感じました。

先ほどの繰り返しになりますが、子育て支援の参加者と、先ほど話題になった8番の指標3の公共図書館で実施する子ども・親子対象事業の参加者数についてです。

昨今は一般的に、いろいろなイベントに参加者を集めにくい現状があるのでは。しかし、指標・目標値はどんどん（毎年上を目指すので当然）上がっていきます。ではどうしたらいいかというところが肝心ですよ。なかなか人が集まりにくい状況

を踏まえて、「何をしたら参加が増えるのか」をかなりじっくりと検討する必要があると思います。もしかしたら大幅に視点を変えないと難しいかなという気もいたします。何か思い切ったプランを展開していく必要があるのではないかと思います。

○委員長

ほかにご意見、ご質問ありませんか。

ないようですので、さまざまな意見、感想が出ましたので、そのようなところでひとつ大いに汲んでいただいて、よろしくお願ひいたします。

○委員長

続きまして、「教育委員の担当区制について（案）」教育政策担当課長からお願いします。

○教育政策担当課長

教育ビジョンで学・社・民の融合による教育の推進を位置づけ、教育委員会も地域との連携ということで、さまざまな活動をやっております。今後、さらに地域と連携していくということで、教育委員の担当区制を検討してまいりました。その概要についてご報告をさせていただきたいと思います。

担当区制の目的ですが、より地域に密着した教育行政を進めるため、教育委員の担当する区を定めて、行政区の特性や教育現場の実情を把握し、そして、それをもって市全体の教育行政に生かしていくということを目的としています。

そして、具体的な区担当の役割ですが、今現在の教育委員会制度の大きな枠は法律で定まっているわけですので、その中での役割ということになります。一つ目ですが、地域の主として小・中学校における教育情報、実態や課題を教育現場で把握するという受信になります。そして、その受信した情報に基づいて、教育委員の皆さんの中でそれらを共有し、新潟市の教育にかかる方針や施策の決定に生かしていただくと。それが二つ目となります。そして、三つ目、四つ目ですが、地域、あるいは学校現場での情報交換の際に教育委員会が把握している全市的、あるいは区の教育情報、教育に関わる方針や方策を発信していく。この教育情報の受発信、共有が区担当の役割と位置づけさせていただきました。

3の区担当のモデルです。教育長をのぞき、二人の教育委員で一つの区を、また、一人が二つの区を担当するというので、区担当のモデルを組み立てております。担当するに当たっては、各区の学校数が異なりますので、担当する区の学校数が平準化するよう考慮する、あるいは、一定期間ごとに担当する区を変更するといったことも考えられます。

今申し上げたモデルを図式化したものがイメージ図です。このモデルで行きますと、教育委員3人の増員が必要ということで、現行の6人が改正後は9人となります。

そして、左下の情報・意見の交換となります。今現在、教育委員の皆様からは小・中学校の教育現場に出向いていただき、そちらでの意見交換を通して教育状況の把握をしていただいております。それを1中学校区、または複数中学校区単位での教育ミーティング、あるいは、区レベルということで、区教育ミーティングの実施といったものを考えています。

今後ですが、この担当区制案について、市民の方からパブリックコメントなどを実施し意見を頂戴し、委員の皆様からご協議いただきながら実施内容について固めていきたいと考えております。教育委員の担当区制案については以上となります。

○委員長

ご意見、ご質問のある方、お願いいたします。

○佐藤委員

まず、教育委員会制度の教育委員の立ち位置というのはレイマン・コントロールというものが基本スタンスにあるわけです。レイマン・コントロールとは、専門家ではない社会常識人が、専門家がしてしまう偏りの軌道修正することが重要な役割で、そのために教育委員会制度として位置づけられているわけです。その中で、区担当の役割の教育委員が把握している教育情報を伝えるという発信は教育委員がやるべき仕事ではないと思うのです。受信はもちろん理解できます。何が現場で行われているのか、それはおかしいのではないかという話を我々が情報収集してきて、教育委員会会議の合議の中で発言をして、これは修正すべきですという話は理解できるのです。けれども、教育行政でこういうことをやっていると発信するのは、我々が言うべき立場ではないと思います。だから、区担当の役割でこれは少し違うのではないかと。

それと、教育に関わる方針や方策等の説明という、教育ビジョンに関しての説明は理解できるけれども、その教育の中身、施策やそういったことに関して我々が発信するということは、まずないと思います。

○委員長

その辺、まず、ご意見を伺いましょうか。どうですか。課長、一問一答にしますか。

○教育政策担当課長

委員おっしゃるとおりかと思います。教育委員会はさまざまなチャンネルを通じて教育現場の実態や課題といったものを収集しております。それを教育の大きな方針や施策に生かしてきています。そして、その中で、区担当の役割としては、大きな判断をする際に、やはり現場を知っているということが大きな強みになるだろうと考えています。分担していただいた区の現場に行っていただき、情報をつかんでいただき、それをもって判断する際の材料にさせていただきたいというのが受信となります。

共有については、そういった感じてきたことを委員の皆様の間で共有し、そして、方針、大きな決定をする際に生かしていただきたいと。

そして、発信については、さまざまな場面で教育委員会の取り組みを、これまでも市民の方、区民の方に発信してきました。また、教育委員会の活動を理解していただく上で、やはり、担当の教育委員の方が現場に出向いた時も大きな機会であり、これを生かす必要があるのではないかと、発信とここに入れさせていただいたものです。

○佐藤委員

教育委員の立ち位置を情報として伝える、教育委員会制度はこうなっているということは発信することは全く問題ありません。とにかくそれがどんどん誤解されている。テレビでも、教育委員会が何なのかよくわかっていないコメンテーターが、よく勉強しないまま発言し、それがオーソライズされてしまう弊害もあります。もちろん、我々はこういうことをしています、こういうことが役割ですとなるべく広く広報する必要はあると思っています。やはり、そういうことは当然情報として、我々が発信すべきものであるとは考えています。

発信の種類を分けておかないといけない。何でもかんでも教育委員は知っているという話になると、それは違うだろうということなのです。発信することは、いろいろな課題に対して知っているから発信しているという話になるわけです。それに対してしどろもどろの返答をしまえば、何を言っているということになるわけです。その辺のところを慎重に発信していく必要はあると思います。

○沢野委員

実際、教育委員とは何ぞやということをはほとんど知らない方のほうが多いと思います。広報活動が少なかったということもあると思うのですが、佐藤委員がおっしゃるように、地域の現状などを受信してくる、それを何か決定するときに参加にするというのは大切なことだと思います。けれども、各区に行ったときに、その区の方々が、それぞれに解釈してしまっ、要望だけ出されてそれをもらってきってしまうとか。現実、本当の教育委員の意味を理解していただくための広報活動というのはとても大切だと思うのです。けれども、自分勝手に解釈されやすいということが、まず、現状であると思うのです。

この前、市長が、コーディネーターの集まりやPTAの集まりで懇談をされたと言いました。コーディネーターやPTAの人たちに聞くと、ざっと説明はされたのだけれども、質疑応答というか、質問したくても時間がなかったと言っていました。だから不完全燃焼な現実があるわけです。そういった細かい部

分も重ねていくと、もしかしたらスタンスの違いを理解されてなかったりという懸念もあります。その部分はしっかりと、形だけが先行していくのではなくて、その部分はとても大切だと思います。

○織田委員

まず、先ほどから話題になっている「教育委員は何をする人か」というのは、よくわからないまま委員になって、日々右往左往している私本人が一番ひしひしと感じています。それくらいに一般的には、教育委員というのは本当に縁がないものなのです。しかし、教育委員会という言葉はたくさん聞いているので、教育に関わる大事なことを司ってくださっている人たちだろうというくらいのイメージはあると思います。なので、こういう新しいプランを始めるに当たって、まず大前提に「教育委員というのはこういうことをする人です」ということを「誰でも分かるように」というか、「ここだけは分かっているほしい」「ほかの解釈を入れてほしくない」というようなはっきりした文言で説明したものがあべきだと思います。そのうえで担当区制という話をもってきていただかないと、誤解がどんどん膨らむのではないかと心配しています。

教育委員の「できること」「やるべきこと」「権限またはするべき義務という職務」のところで「地域、地元を知っていて、教育現場を知っていた方が良いでしょう」という意図からこの考えが出たというお話でしたよね。その地域に出て行って現場を見てくる、受信してくる、非常に大事なことと思います。けれども、受信した情報は必ず「教育委員定例会」に、つまり委員のみんなの合議の中にそれを持ち帰って、委員が互いにその情報を共有して、そのうえで「合議の判断の材料」にするのですよね。受信したことが何に活かされるかというところもはっきり分かるような文言で表現していただきたいと思います。

区担当の役割のところ、これはきっとわかりやすく簡潔な言葉で説明して下さった四つの点だと思うのですが、これのどれもが、少しずつ甘いような気がいたします。

一つ目の「受信」に関しても「受信してどのように生かすのか」というところまで書いていない。

それから二番目についても、担当区の教育情報を教育委員会定例会の中で共有するのだということを明言していただかないと少し不十分かなと思います。少なくとも私が理解するには不十分でした。

三つ目についても「教育委員会が把握している全市的及び区の教育情報を伝える」とありますが、「誰がどこに向かって伝えるのか」「個々の委員がいったい何なら伝えられるのか」その辺

もあいまいに感じます。教育委員が複数で区へ出て行きますよね。そこで受信した際に同時に発信してくればと今ほどご説明がありました。個々の委員は勝手な発信はできないと思うので「どの部分をどのようになら発信が可能なのか」というところが非常に曖昧だと思います。

四つ目の「教育に関わる方針や方策等を説明する」これなどはまさに「委員は誰に向かってどのような方策をどの程度なら説明ができるのだろうか」と考えると、不安ばかりが増す文言だと思うのです。その辺の具体的なことは、来月の定例会前に教えて下さるということでしたが、それで間に合いますか。

懸念しているのは、先ほど沢野委員がおっしゃったように、巷に「担当区制」や「8区をどのように分けて…」みたいな話だけは先行していることです。当の私たち委員が全く理解できていないのにも関わらずです。なので、どうかなるべく早くこの辺をすっきりした形に整理して、私達も市民の皆さんも納得できるように提示していただけるとありがたいと思います。

○佐藤委員

相当慎重に考えないといけない。具体的な例を申し上げますと、この前、統廃合の学校施設に行きました。そこで四つの小学校が一つになりますよと。それで、各小学校には地域教育コーディネーターがいらっしゃるのです、私たちはそこに集まるのですと。そうすると、当然ながら部屋ももう少し広くないとだめですねという話になり、そこには地域のおじいさんやおばあさんがたまに来ていいコミュニティになっているので、だからあまり広いと困りますと。しかし、適当な広さでないと困りますのでよろしくお願ひしますと言われたのです。それに対して答えてはいけないうらうし、私たちは答えられないのです。やはり、ダイレクトに接してくるとそういったものが必ず出てきます。その辺りも慎重にやらないといけない。教育委員が単独で権限を持っていると誤解されてしまう可能性がある。

今、こうやって教育委員の担当区制を議論しているけれども、これから教育委員になる方が、誤解されてしまう可能性は非常に高いわけです。物事を作り上げるときには、みんなそういった意義だとか精神だとか、きちんとした形で共有しているのでいいのです。これは明治維新もそうです。明治政府は明治の元勳たちがいなくなった段階でおかしくなってしまった。そういう悪弊が出てくる可能性があります。その辺のところは慎重に、きっちりと明文化する必要があるらうし、ただ単に8人の教育委員ができて担当区制になるというだけではすまない問題です。この辺のところは慎重に考えていく必要があるらうと思います。特に、首長から独立した機関でありますので。

○吉村委員

そもそも、昨年だったかと思うのですが、委員がもっと地域を知るべきだと。確かに、情報がたくさんあればそれで助かるわけですから。そういう発想で、初めてこの話を聞いたのは去年だったと思うのです。区担当の教育委員を配置する。何のためにですかと。悪口を言えば、日本の教育委員というのは何をしているか分からないと。当然、分からない部分があっても私はいいと思っているのですけれども、もっともっとがんばればいいのではないかという声も、議会などではあります。仕事が少ないのではないかという厳しい表現をする議員の方もいらっしゃいます。そういう意味であれば、委員として担当区を決める、決めないにしろ、もっと出る方法があります。がんばって出ていろいろ見たり聞いたりしようという方法があります。そのことは私は決してやぶさかではないと思います。そういう意味でならば、もう戻れないことなのかもしれませんけれども、委員を増やすとか担当区を決めてどのような仕事をするとか、私はそういうものをもっとじっくり考えて決めていけばいいのではないかと思うのです。

何度も言いますがけれども、例えば、今、中学校区や区を例で出されていますけれども、校長会と区の方々の教育に関わる会はどれくらいありますか。実態を把握しているかどうか。そこに、さらにまた教育委員会が行くと、一緒になってやるのか新しい会議をコミュニティ協議会にぶつけるのかとか、そういうものがない。それから、事務局でも積極的に、迷惑がられるほど各学校には一生懸命行っているわけです。そこにまた我々が区単位の校長を集めていくことが適切なことなのか。そうではなくて、事務局の方と一緒に行ってそういう会議で声を聞いたり質問を出したりするのがいいのか。全くこの辺が整理されていないままやってしまうのでなく、少し慎重に、例えば、教育委員会の各課の課長さん方はこれに対して思いっきり自分なりの考えを出しているかどうか。今、学校担当でやっておられる人もたくさんおられるわけですから、そういう方々はどうかと。どうも、私は話が、細かいところの精査なしに進んでいるというのが非常に怖い。今、各委員から出る不安が1年後、2年後にそれ見たことかというようなことになるような失態はしたくないと強く思っています。

そういう意味では、前にスケジュールが出ましたけれども、ぎりぎり、本当にどこのスケジュールでこれを検討していくのか、もう一回再検討する必要があるのではないかと。私は前回スケジュールを見たときに、ちょっときついなということを強く感じていました。

○委員長

新潟市独自の教育委員の考え方とか、そういうものを全国に発信する、それだけの勇気があるならやってみてください。そもそも、現在の教育委員会制度における教育委員のあり方ではありません。くどいですがけれども、方針や方策等を説明するという発信。教育委員が把握している全市的及び区の教育情報を伝える。これは教育委員の役目ではありません。これはどこの教育委員会に聞いてもそうでしょう。それをやるのは各担当課、教育委員会事務局です。

○吉村委員

実際、これを教育委員が担うのであれば、非常勤の立場ではやってられません。これだけの責任の重さは。相当勉強していかないと。

○委員長

いい悪いは別にして、なぜ教育委員会制度ができたのか。各区担当制という形でそこまで新潟市が挑戦し、教育委員会として全国に発信する。これは全国記事になりますよ。しかも、これは市の税金で払われているのでしょ、教育委員の人数をなぜ増やすのか。では、これまでに地域に密着した情報収集活動を教育委員会はやっていないのか。吉村委員が言われたように、相当慎重にやっていかないとならない。

○佐藤委員

市長がもう言ってしまっているのだけれど。一度、やはり私たちと市長ともう一回この議論はしないといけないような気がします。

○委員長

なぜ新潟市だけ9人なのだと。八十何万の都市がなぜ9人なのか。

いや、趣旨は分かります。パブリックコメントを求めると言っていますけれど、コメントを求めるには、教育委員会と教育委員は、どういうスタンスになっているのか。それくらい示していただいて、なおかつそのあとご意見をいただく必要がある。教育委員はこういう役目なのです、教育委員会における立場はこういう立場なのです、皆さんの税金をいただいて3人増やしていいですかと。それくらいのことをしないとイケない。佐藤委員がおっしゃったように要望の受け皿ができたとか、担当の教育委員が決まったとしか理解してもらえないと思うのです。

○吉村委員

今のお話の中で、これだけのことをがんばったら全国から注目を浴びるといってお話もあったのですが、土曜日の教育フォーラムで、最後に市長が天津市の問題を挙げて、天津市からまとめの報告もあったけれども、教育委員会の体制そのものが問題で、それではああいう事件はなくならない。皆さん、どう思いますかというように最後に問いかけて。それとこの教育委員の担当区制が、どうもどこかにつながっているというニュアンスに私は感じています。ですから、市長としてはこういう学校現場

の課題に対する一つの不信、施策なのだという思いがあるように思うのです。それはそれで従来のままでまた同じようなことを繰り返したのでは大変だし、教育委員会のあり方を考えなければならぬのだけれども。そのこととこのことが、私はどうもしっくりこない。今のところ、これは大変な問題に取り組むにはいいことだというところが自分の中では落ちていないのだけれども。土曜日にお話を伺って、どうもそのような表現をされた。その辺なのです。区担当制度ともう一つの問題と。国でも言っていますよね。報告書を見ても、各都道府県も大勢変わっていないみたいな、いろいろありますから。そういう意味では、ああいう問題に対する市長の姿勢なのかなという感じも受け止められたのです。それはそれとして、いずれにしてもよく検討しないと、少し苦しいなという感じはします。

阿部教育長

そもそも、一般的には教育委員会がそのまま教育委員会事務局だと思われているのです。それがそもそもいろいろな誤解の基になっているのではないかと、ずっと感じているところです。教育委員と教育委員会事務局が、多分、一般的には同じところでやっていると思われているのです。しかし、先ほど佐藤委員が言ったように、教育委員会事務局というのはあくまでも事務を進める事務局であって、それがおかしくないかといった大きな方向をチェックするのが教育委員の皆さんの仕事ですよ。その辺りをきちんと。パブリックコメントをするにしろ何にしろ、一般的に市民の皆さんに教育委員会の役割、教育委員の役割、教育委員会事務局の役割はこうですと周知する。それがないとパブリックコメントをしてもだめなのではないかと思えます。

○齋藤教育次長

先ほど吉村委員が言ったように、大津のいじめ問題においても、教育長も言いましたが、教育委員会のあり方と教育委員会事務局のあり方がごっちゃにされて議論されています。それで教育委員会は何をしているということになるのだと思います。

ただ、佐藤委員がおっしゃったようなレイマン・コントロールで、素人というか住民が、教育委員の立場で、専門家がおかしな方向にいきそうになったら、そうではないでしょうと、市民の立場でこうではないですかと、大局的な視点でチェックというよりも決定をする。教育委員会は執行機関ですから、決定機関ですので決定をします。重要な教育政策のことや人事のこと、今日もありましたけれども教科書の採択とか、大きなことはそこで決定するわけですから。そういう機関で、合議制であるため、委員一人一人は何の権限もないのです。

そのうえで教育委員会事務局が教育長をトップとして教育委

員会の指揮監督のもとに、教育長が事務局を従えて日常的に通常の事務を行うという構成です。そこが市民の方は、理解できていません。それを本当に周知していかなければならないというところです。その上で、よりそれぞれの地域の実情や現状を、それぞれの教育委員から把握して共有してもらって、大きな教育方針等に生かしていく。

まさに、ここに書いてあることしか言えないのですけれども、そのためのものであって、前にも言いましたけれども、教育委員が御用聞きで要望を受け付けて、はい、そういうことにおきますとか、そういうことではないと。今、私が言えるのはそこまでです。

○委員長

だから、よく理解はできるのです。そこは理解できるのです。

○斎藤教育次長

だから、教育委員会事務局として、今回、そういう現行の教育委員会制度の中で新潟の特色というか、そういう担当区制を敷くという中で、なぜ、地域ごとに担当を置かなければいけないのかななどを発信して、同時に教育委員会制度というのはこういうものかということ、きちんとして広報、発信していかなければいけないと思います。

○委員長

各教育委員は自己努力というか、自己でいろいろなことをする、これは各自の自由だと思います。また、出向く、いろいろな話をいろいろな人に聞くというのは自由だと思うのです。

○斎藤教育次長

その際に、今、教育委員会事務局というフロントがあるわけです。現在、いわゆる編入合併した地域を母体とした区に教育事務所があります。いわゆる旧新潟市域を母体にした三つの区には教育事務所がありません。ただ、先ほど言ったように、教育委員が個人の権限で仕事をするわけではないので、今、地区担当、区担当となった場合には、やはりそういう教育委員がいろいろ区の地域の情報を、ここで言うところの受発信、共有するためには、やはり、それを事務局の役割を持つ組織なり人が必要なわけです。今、ここには出ていませんけれども、教育事務所のあり方というか、地域に密着する区役所との関連の中で、より一層地域の皆さんと連携が図れるような組織、あるいは人、体制を併せて考えているというか、進めようとしているのです。

○佐藤委員

本当にバックヤードのところをきちんとした形でやらないと、それからだと思うのです。

○吉村委員

早い話が、区担当は一切拒んでいないわけだし、そういうことも必要な時代だということまでは来ているわけです。ところが、逸脱したり間違っただようなことを、特に言葉や文章になって出ると、これは教育委員会制度根本のことを揺るがしかねないので、きわめて慎重にやらなければならないというのが、

今のところの結論なのではないでしょうか。

○委員長

だから、すみませんが、区担当モデル、この文言も注意しないと。要するに、あの教育委員が担当している学校は10校で、この教育委員が担当している学校は20校でおかしいではないかというような、誤解もまた生まれやすいと思うのです。要するに、そのために人数を増やして役割分担しているような、そういう誤解を招かれる可能性はあると思うのです。これまでは北区が薄かったとか、南区が薄かったのかというような思われ方をします。そうすると、北区と中央区をくっつけるとか、そういう考え方ではないと思うのです。あまりこういうものを先行して前面に出してしまうと、結局自分たちの利益代表というような考え方です。1票の格差ではないけれども、そういうように取られる可能性もあると思うのです。どういう区の組み合わせになるか分かりませんが、その発想があるのであれば、誤解される可能性があるのではないかと。

○吉村委員

実際、区担当と言っても、区の中も中学校区によっても全く違いますから、それをAさんとBさんがある区を担当して、中学校区ごとに一生懸命対応しているのだけれども全然違うのだということが、私が想像するにたくさんあると思うのです。

○佐藤委員

とにかく、課題はたくさん出ているので、その課題の抽出をお願いします。とりあえず私たちだけでも課題は出てくるのだろうし、教育委員会事務局の皆さんもいろいろな課題をもっていると思うのです。担当区制になったらどうなるのかということところで、多分、本当に切実な課題というものが出てくるはずで、やはり、その課題抽出をまずしなければならぬと思うのです。それに対する解決方法を考えて、こういう形にしましょうと。それで教育委員会の担当区制はこうなりますということにしていかないと。

○沢野委員

きちんと時間をかけましょう。

○阿部教育長

スケジュールもいろいろ案があって、今、区長の動きもあります。それとも絡んできているもので、とても私たちもタイトだと思います。ただ、教育委員は監督であってプレイヤーではないということだけはきちんと分かってもらうようにしないと。球拾いをする役割ではないですから。全体を見て試合を組み立ててもらうのが役割だということをきちんと知ってもらわなければならないと思っています。

○委員長

この区にはさっぱり担当教育委員は来ないぞとか、集まりに一度も顔を出さないではないかとか。

○阿部教育長

議員と違うという話ですよ。

○佐藤委員

委員長になった時に、あなたは今度、教育長になったのです

かと言われたことがある。みんなそうです。教育長と教育委員長の違いも分からないのだから、どうにもならない。

○委員長

なかなか理解しにくいと思います。

○沢野委員

この場を借りていいですか。

教育委員会が非常勤の教育委員により構成される合議体であり、多岐にわたる教育事務のすべてを教育委員会が処理するものではありません。教育委員会は大所高所から教育事務の管理執行に関して方針を決定し、それを具体的に執行するのが教育長の役割ですとあります。この場で、教育委員とは何ぞやというものをやったのですけれども、今言われたように、進み具合のスケジュールがどうこうというより、教育委員の本来の立ち位置をしっかりと動かさずにそこを土台にして考えていったらいいかと思います。

○委員長

よろしいでしょうか。

以上で、協議会を終了させていただきます。どうもみなさんお疲れさまでした。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員